

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第15号

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則（平成25年茅ヶ崎市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。